

「座談会連動企画」*本企画と併せて、座談会(P16)もご覧ください。

これからの障害学生支援 —合理的配慮の義務化と大学—

村田 淳

京都大学学生総合支援機構准教授・
DRC(障害学生支援部門)チーフコーディネーター・
HEAP(高等教育アクセシビリティプラットフォーム)
ディレクター

はじめに

大学の持つ本来の目的や普遍的な価値とは何か。もう少し具体的にいえば、各大学が目指したいことや達成したいことは何か、という問いに言い換えてもよい。筆者としては、このタイトルの原稿を執筆するにあたって、この問いかけから始めることが適切であると考えており、読み手の皆さんにはこれらの問いに答えつつ、本稿を読み進めていただければ幸いである。

大学等の高等教育機関において、障害のある学生が増加していることはすでに多くの大学関係者の知るところであろう。その統計データとして代表的な日本学生支援機構(JASSO)の「障害のある学生の修学支援に関する実態調査^{※1}」によれば、2006年度に4937名であった障害のある学生の在籍者数は、2022年度には4万9672名となっており、15年程度で約10倍となっている。各大学では、このような動向について実感を伴うような状況となっており、支援体制の整備や合理的配慮を提供するためのシステムの構築、そして、教職員の理解啓発等の必要性が増している。

このような状況の中、2024年4月1日に改正障害者差別解消法が施行した。2016年に施行した障害者差別解消法について、この間に見直しが図られることになったものであり、大学等の高等教育機関に対しても大きなインパクトを与える法整備となる。本稿では、改正障害者差別解消法の施行を受けて、大学がどのような認識・対応をすべきかを確認する。また、この改正法の施行を見据えて実施された、文部科学省の有識者会議「障害のある学生の修学支援に関する検討会」の報告となる

「第三次まとめ」の要点を紹介することで、今後、各大学が障害のある学生の支援にアプローチするための情報を提供したい。

1 改正障害者差別解消法の施行

昨今、障害分野をとりまく社会的な動向は大きく変化してきた。2008年に発効された国連の「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」について、日本も2014年に批准し、この間に国内ではいくつかの法整備等が行われた。特に影響の大きかったものとして、2016年4月に施行した「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」がある。本法により、国・地方公共団体等（国公立大学等）及び事業者（私立大学等）における不当な差別的取り扱いの禁止、つまり、障害のある人に対して、正当な理由なく、障害を理由として差別することを禁止している。また、合理的配慮の提供については、国・地方公共団体等（国公立大学等）においては法的義務、事業者（私立大学等）においては努力義務となった。そして、周知のとおり、本法は2021年に改正法が成立し、2024年4月1日

からは事業者（私立大学等）においても合理的配慮が法的義務となった。

本法の具体的な解釈等については、内閣府の「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針^{※2}」が参考になる。また、本法については、各省庁の所管事業に関する対応指針をとりまとめることになっており、教育分野においては「文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針の策定について^{※3}」を確認する必要がある。各大学においてガイドラインや規程等を整備するにあたっては、法律そのものだけでなく、これらの文書等を参照することが有効であり、コンプライアンスの側面からもこれらの文書等の内容に十分留意する必要があるだろう。

一方で、障害者差別解消法や本法に関連する各種の文書等を確認していただくと、この法律が社会や大学等の教育機関に対して「新しいこと」を要求しているわけではないということが読み取れるだろう。あくまで、本来、全ての人に確保すべき基本的な権利について、障害の有無によってその権利に差が生じないことを目指すものである。つまり、本稿の冒頭で問いかけた大学の本来の目

的や普遍的な価値と役割、そして、そこから生じる様々な権利について、全ての学生と同様に障害のある学生に対しても権利保障を行っていく必要性があるということを示されているに過ぎない。本法を適切に理解し、障害のある学生に対する権利保障を達成することは重要であるが、もう一つの重要な側面は、大学の価値を維持・向上させるために、つまり、大学としての社会的使命を果たすためにも、障害のある学生に対する支援についてもしっかりと向き合っていくことが必要なのである^{※4}。

2 文部科学省検討会報告「第三次まとめ」 — 基本的な考え方など

障害のある学生の支援に関する法的な枠組み等は前述したとおりであるが、本節では、このような動向をふまえて文部科学省が実施した「障害のある学生の修学支援に関する検討会（令和5年度）」^{※5}（以下、検討会）の報告「第三次まとめ」について、その要点等を紹介する。本検討会は、2023年5月～2024年1月にかけて計10回開催された。本分野の最新の動向や情報等の整理にはじまり、主要なトピックスに関しては関係者のヒア

リングを行うなど、本分野で必要な情報や課題について整理・ディスカッションを行っている。検討会の様子については、全ての資料及び議事録が公開されており、「第三次まとめ」で記載されている内容についての解釈に役立つものとなるだろう。

まず、「第三次まとめ」の前提であるが、過去に取りまとめられた「第一次まとめ」「第二次まとめ」をアップデートしたものではないということに留意する必要がある。内容の一部についてはアップデートに該当するものもあるが、基本的には新たなトピックス等について議論を行っているものであるため、過去のまとめについても併せて参照していただくことを前提としている。

「第三次まとめ」では、第1章で現状を整理し、第2章では過去のまとめで取り組むべきとされた事項の進捗状況を紹介している。国内の動向や大学等の現状把握に加えて、諸外国の状況として、米国では学生全体のうち障害のある学生は20・5%、英国でも17・3%となっていることが紹介されており、日本における1.5%程度の在籍率と比較すると興味深い割合となっている。第3章では本検討会の検討の対象範囲が示され、第4章で用語の定義

がなされている。

第1章から第4章までを前提として、第5章では障害学生支援に関する基本的な考え方が整理されている。ここでは、基本的な考え方の前提として「障害の社会モデル」について言及している。社会モデルの考え方は、障害者差別解消法等の解釈はもとより、大学において障害のある学生の支援を考える際に必ず必要となる前提であるため、各大学や全ての教職員が十分に理解しておく必要があるだろう。また、改正障害者差別解消法により、私立大学も含めた全ての大学において合理的配慮の義務化がスタートしていることをふまえて、その基盤となる環境整備（いわゆる事前的改善措置）を講じることの重要性についても言及している。事前的改善措置は法的な義務等の位置づけにはなっていないが、合理的配慮を提供するにあたっての基盤となるため、各大学において十分に認識しておく必要がある。

さらに、第5章では合理的配慮の提供に関して重要且つ多くの大学にとって課題となっている根拠資料に関する考え方、教職員の対応要領・ガイドライン等、また、障害のある学生の意思表明を促す取組についても言及して

いる。いずれも重要な項目であるため、これらの基本的な考え方について各大学内における支援体制や合理的配慮を提供するためのフロー等への反映、及び教職員の共通認識が必要になるだろう。

3 文部科学省検討会報告「第三次まとめ」 — 具体的な対処の取組など

第6章においては、障害学生支援における諸課題への考え方と具体的な対処の取組についてとりまとめている。項目としては次の8点でいずれも重要なトピックスばかりであるが、ここではそれぞれの概要を簡単に紹介する。

(1) 学内の体制整備

支援体制を構築することの必要性、及び学内での浸透に言及している。特に、役員・管理職の適切な認識は不可欠であり、これらの認識を多くの教職員と共有するためのFD・SD等も必要である。また、このような研修は一過性のものでなく、定期的な研修の一つ（例えば、入職時の研修プログラムに加えるなど）も重要である。さらに、支援体制の構築にあたってキーパーソンとなる支

援担当者の配置に課題がある。障害学生支援は大学等のインフラ的な機能の一つであることをふまえて、継続的且つ安定的な人員の配置・育成が大切である。

(2) 合理的配慮の提供における諸課題

各大学において、合理的配慮の提供フロー等の構築が進みつつある一方で、課題も生じている。具体的には、本人の意向との齟齬、また、合理的配慮の内容決定の長期化や対応の固定化などが課題となっている。特に、各大学が合理的配慮を厳密に取り扱おうとするあまりに、その内容決定（委員会等での協議・承認プロセス等）に時間がかかりすぎてしまい、結果として円滑な合理的配慮の提供が難しくなっている実態がある。さらに、同様の課題として、一度決定した配慮内容を柔軟に変更することが難しくなるといった固定化の課題も生じている。

(3) 紛争の防止・解決

障害のある学生と大学等との間で相互に要求と拒絶が行われているプロセスを「紛争」というが、この紛争の防止・解決のための第三者組織については、各大学での

そのあり方が課題となっている。紛争防止・解決のプロセスやフローを作成・公表することは、手続の透明化につながり、大学等と障害のある学生との信頼関係の構築手段として有効である。また、学内での修学支援のみならず、オープンキャンパスや大学説明会等、また、入学試験においても不適切な対応事例が生じていることが指摘されており、各大学での適切な対応、及び体制構築が望まれる。

(4) オンライン学修における合理的配慮の在り方

他の環境調整や教育・学修方法の変更等と同様に、合理的配慮の内容の一つとしてオンライン学修は選択肢になり得る。ただし、合理的配慮はあくまで個別具体的に必要性と妥当性を加味して、検討・提供するものであり、一律で認める・認めないと判断するものではないことに留意する必要がある。一方で、対面授業における環境の変更及び調整に比べて提供が容易であるなど、大学等の事情によって、本人の意向の尊重及び教育の質の担保の観点を踏まえずにオンライン学修の措置を行うことは適切ではない。

(5) 合理的配慮とテクノロジーの活用

テクノロジーを活用した支援は、大学等での授業や試験での活用、また、学内のオンラインシステム及び図書や資料等のアクセシビリティの保障ができること、さらに、様々な場面で学生本人の学修活動への参加の保障につながるため、大学等は学内にテクノロジーを活用した支援ができる体制を整えることが期待される。一方で、何らかのアプリケーションや機器等を利用して合理的配慮を実施する場合、場面や利用方法によっては、合理的配慮として十分な機能を果たしていないにもかかわらず、そのことが検証されないまま利用が続けられている例があるとの指摘もあるため、適宜モニタリングを行うなど、十分な質的評価を実施することが求められる。

(6) 障害のある学生の就職等の支援

障害のある学生がキャリア・就職支援について、十分な情報を得ているとは限らない状況があることに留意する必要がある。また、選択肢や支援は画一的なものではなく、様々な条件・環境によって大きく異なることを考慮した対応が必要である。

(7) 障害のある学生の災害時対策

障害のある学生の災害時の避難行動や避難場所などを確認するとともに、避難にあたり直面する社会的障壁に対して事前の改善措置を講じておくことは、障害のある学生が適切に避難行動を取るために有効な手立てとなる。また、このような災害時対策や、障害のある学生の存在を念頭に置いた防災訓練を実施すること、また、周囲の教職員等とも共通認識を持つことが重要である。

(8) 大学等と国・地域・企業・民間団体等との連携

障害学生支援は、各大学等が能動的に組織内の支援体制を構築し、合理的配慮等の具体的な対応を実施する責任があるが、一方で大学等が単独で対応することが難しい場合もある。そのような場合は、JASSOや様々な団体・大学の取組への参加に加え、国や自治体の支援の活用や地域内の大学等との連携、障害のある学生や大学等のサポートを行う企業や民間団体と連携することも有効である。

また、学外との連携については、続く第7章においても同様の言及がなされており、特に地域ネットワークの

構築や高等教育分野全体で専門的知識を有する人材を育成することなどの必要性が示されている。各大学が設置されているエリアに、障害学生支援に関する近郊又は広域のネットワークがあるかどうかを確認し、積極的に参加すること、また、現時点ではそのようなネットワークが存在しないエリアでも、近隣の大学等との繋がりを持つことは学内での支援体制の構築や合理的配慮の提供にあたっても有効なものとなるだろう。一方で、専門的な人材の確保については、本分野全体での育成が重要であることに加えて、各大学等がそのような人材を安定的・継続的に配置できるのかが大きな課題となっている。学生にとって、さらに大学にとって効果的に障害学生支援を進めるための人員配置については、各大学等の抜本的な改革が必要になる側面であると考えている。

おわりに

本稿では、改正障害者差別解消法が大学にもたらす影響を概観し、併せて大学等が今後の障害学生支援を考えるにあたって重要な指針となる「第三次まとめ」の要点を紹介した。しかしながら、いずれも概要的な内容にと

どまっているため、内容の詳細についてはそれぞれにご確認いただくことを期待している。

また、最後に改めて本稿の冒頭に記述した問いに立ち返っていただきたい。法整備等の動向は極めて重要であるものの、障害の有無によって大学の目的・価値・役割などが変化するわけではなく、それらを確保するためにも各大学が障害のある学生の支援を能動的に考えていくことは不可欠である。障害学生支援にどのように向き合っているかということは、それぞれの大学の質を問う一つの要素になると考えている。

- ※1 https://www.jasso.go.jp/statistics/gakusei_shogai_syugaku/
- ※2 <https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai/kihonhoushin/honbun.html>
- ※3 https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/mext_02599.html
- ※4 大学にとっての主たるステークホルダーは学生であるが、障害者差別解消法によって対応の必要性が生じている対象は、各事業者等が行う事業全般にわたるものであるため、実施する事業内容によっては合理的配慮等の対応は学生にとどまるものではないことに留意する必要がある。
- ※5 https://www.mext.go.jp/b_menu/shingv/chousa/koutou/123/index.html

「座談会連動企画」*本企画と併せて、座談会(P16)もご覧ください。

私立大学における 障がい学生支援のこれから

—同志社大学の取り組みを通して—

松川 真美

同志社大学理工学部教授・
前スチューデントダイバーシティ・
アクセシビリティ支援室長

1 平等な学びの保障に向けたアクションを

1937年のHelen Adams Keller氏の講演は、同志社大学における障がい学生支援の一つの起点であった。1949年に日本で初めて大学入学試験での点字対応を開始した同志社大学は、その後、視覚障がいから、聴覚障がい、肢体不自由学生まで対象を広げ、2000年から「障がい学生支援制度」をスタートした。そして翌年、

学長諮問機関の「障害者問題委員会」は「障がい者支援は『講義補助』ではなく『講義保障』である」と答申している。これは障がい学生支援の考え方の、いわゆる、コペルニクスの転回であった。障がい学生に補助を「提供する」のではなく、障がいのあるなしにかかわらず「講義を受ける権利の保障」を明示したこの答申は、今日の「障がい学生への合理的配慮」につながる萌芽的かつ先進的な内容といえよう。そして身体障がいと精神・発達障がいの支援内容を統合し、同志社大学の「障がい学生支援室」は2021年4月に「スチューデントダイバーシティ・アクセシビリティ支援室(SDA室)」として新たな節目を迎えた。ダイバーシティという言葉には、障がいだけでなく、性別・性的指向・性自認、文化、宗教、国籍などの多様な概念が含まれている。もちろん、同志社大学のSDA室は、障がい学生支援と共に、多様な性別・性的指向・性自認をもつ学生が、学生生活を送るうえで必要かつ適切な支援の機会が得られるよう、また学生が相互に尊重し合いながら共生できるように、全学的な協力体制を推進することを目的としている。

2 障がいへの理解を深め、学生間の交流を促進

さて、各私立大学が個別に努力してきた障がい学生支援は2024年4月に「改正障害者差別解消法」が施行されて、新たなステージを迎えた。同志社大学のSDA室も合理的配慮を適切かつ速やかに提供することを目的に、今出川と京田辺のキャンパスで様々な活動を進めている。両校地に配置された身体と精神・発達障がいそれぞれの専門コーディネーターが、障がい学生と面談し、合理的配慮の調整と文書作成を担当する。また100名を超える学生がサポートスタッフとして登録され、PC通訳や移動介助、代筆など、障がい学生のサポートを行っている。実に学生スタッフによる2023年度春学期のサポート回数は、両校地合わせて延べ1180回を記録している。もちろん、これらのサポートスタッフの指導、サポートスキルの向上も重要である。スタッフの指導、スケジュール管理や啓発活動も含めて、多くのSDA室職員が両校地で活躍している。これらの合理的配慮に関わる業務に加えて、SDA室は多彩な行事を提供している。例えば、サポートを受ける学生、サポートす

る学生がお互いを理解し、より良いサポート体制を構築するために毎学期末に行う懇談会や、参加者が障がいを疑似体験することでより理解を深める障がい体験講習会、障がいの有無にかかわらず学生が共に学びあう2泊3日のChallengedキャンプなど、様々な行事が開催される。ただし、近年は日本学生支援機構の実態調査結果報告書においても指摘されているように、身体障がいの学生と比較して、精神・発達障がいの学生の増加が顕著である。身体障がいと異なり、精神・発達障がいの場合、障がいの内容の多様さもあって、サポートする学生と障がい学生の共生・学びの場をどのように設定すればよいか、どのような方法でお互いが理解できるか、まだまだ試行錯誤の段階である。やはり、身体障がいの体験講習会などの手法をそのまま適用することは難しいように見受けられる。

3 教職員への周知・情報共有を徹底

さて、同志社大学を含めて、私立大学の大きな特徴は、国公立大学の2倍に近い学生数と専任教員数の比（ST比）であろう。多くの学生が学ぶ環境で、いかに効率よ



Challenged キャンプ

く適切な障がい学生支援を行うことができるか、合理的配慮を提供できるかは、すべての私立大学が抱える大きな課題である。この実現のためには、まず教職員が障がい学生支援と合理的配慮の考え方を十分理解しなければならぬ。もちろん、学びにおける合理的配慮は障がい学生支援の基本であるが、必ずしも現場では「支援が必須」というものではない。大学の卒業生として欠くことのできない資質と能力を得るためには、各講義の「教育の質の確保」、つまり、支援の内容が教育の質を下げていないか、という判断も重要となる。そこで、同志社大学 SDA 室では、改正法施行への準備として、2023 年度は各種のパンフレットやビラを作成し、合理的配慮について、教職員への広報を繰り返し広げた。夏から秋にかけて、3 回にわたって教職員向けのオンライン研修会を開催した。この研修会では、教職員が段階的に障がい学生の姿と合理的配慮について学べるよう、「障がいのある学生への修学支援の基礎知識（第 1 回）」、「授業における合理的配慮をどのように検討すればよいのか（理系と文系それぞれに考える）」（第 2 回）、「精神・発達に障がいのある学生への理解と対応（第 3 回）」とレベルや趣旨を変

えて提供するとともに、各回で教職員が興味を抱くよう工夫を凝らした。また、必ず双方向性を確保して参加者と講師間の質疑応答を重視した。特に、第2回では講師に文系と理系の教員がそれぞれの立場から質問する形とし、専門性に応じた「教職員が欲しい情報」の提供に努めた。

4 手探りの中で進められる教員の合理的配慮

しかし……正直なところ、同志社大学のすべての教職員が障がい学生支援の現状と合理的配慮について、そして合理的配慮を提供するSDA室の業務について正しく理解しているかどうかは、いまだに疑問の残るところである。学期初めにSDA室から受講学生の合理的配慮依頼を受け取り、とまどう教員もまだ多いと聞く。そして、教育の質の確保や合理的配慮実施に伴う過重負担と、「障がい学生のために」という思いの狭間で、各教員が悩みながら配慮に関する判断を迫られる状況は十分に起こりうる。例えば、合理的配慮として自分の講義をリアルタイムで遠隔授業に対応できるのかなど、様々な判断の際に、教員は苦渋するだろう。そして、実は、これらの合

理的配慮の内容に関する判断、特に過重負担を判断する際には、各教員のスキルも大きな要素となる。もちろん、遠隔授業などを実施するに際して学内でも検討を始めているが、実際各教員の講義の内容、そしてそのプレゼンテーションスキルの真髓まで及ぶことはできない。今後、どのように教員をサポートする体制を考えるか、過重負担をどのように判断するのか……。その答えを見出すことは大変難しいが、合理的配慮を適切に実施するためには、避けられない問題であると考える。また、複数の大学で講義を担当する非常勤の教員も大きな課題に直面している。大学ごとに少しずつ合理的配慮の対応が異なる可能性もあり、その負担は専任教員のそれより大きいと推察される。

5 障がいのある留学生への対応をどうすべきか

一方、国際化の大きな流れに沿って、近年は障がいのある留学生も増加しつつある。同志社大学のSDA室では、必要に応じて合理的配慮の提案書を英語で提供している。ただし、現在のところ、教職員向けオンライン研修会は日本語で提供されており、完全な外国語対応まで

及んでいない。今後は日本語以外の言語を話す教員向けの対応も必要になると考える。

どうも、悲観的なコメントばかりで恐縮であるが、もちろんこれらは私立大学に特有の話ではなく、国公立大学も直面する課題である。しかし、多くの学生を抱える私立大学では、その人数ゆえに合理的配慮を必要とするケースも多く、問題が生じる可能性も高い。どのように障がい学生支援を実現するか、教職員が障がい学生支援への理解をより深めるためにどうすればよいか、各大学はその個性に合わせたオリジナルな解決法が求められている。

6 私立大学ならではのメリットとは

それでは、多くの学生を抱える私立大学にとって、改正障害者差別解消法の施行は、国公立大学より困難で、解決の難しい大きな課題でしかないのだろうか。私立大学ならではの、長所はないだろうか。私は、その一つのヒントが、私立大学の持つ「数の力」にあると考える。合計すると国公立大学よりはるかに多い学生の数。これは私立大学の多様性にほかならない。私立大学では障がい学

生と接し、あるいはそのサポートを通してお互いに理解し学びあう機会が多い。実際、前述のように同志社大学ではサポートスタッフと障がい学生が交流し、学ぶ場が実現されている。また、障がいを疑似体験するイベントでは多くの学生が参加し、障がいがあるということの本当の意味を実感することができた。昨秋のイベントでは、両校地合わせて400名以上の学生が、視覚や身体障がいの体験に自主的にチャレンジした。そして、参加した学生の多くから、障がいに対する視点が変わったというコメントが寄せられている。このように、私立大学は、その多様性と数の力が大きな意味を持つ。例えば、多くの学生を対象に、大学の垣根を越えて「障がい」をキーワードとした新たな学びの場も形成できるのではないだろうか。そしてこの学びは、将来社会人として活躍する彼らにとって、大きな財産となるはずである。

おわりに

私立大学における障がい学生支援はまだまだ発展途上である。特に精神・発達障がい学生への支援は手探りの状態であることは否めない。しかし、合理的配慮を通して、

障がい学生が真の実力を発揮できる環境を保障し、そのプロセスを通して障がい学生と周囲の学生が協働し、共に学ぶ環境が実現できれば、障がい学生支援の姿はまた新たな側面を見せるのではないか。筆者はひそかに期待している次第である。



秋学期末全体懇談会



身体障がい体験講習会(下肢障がい)



身体障がい体験講習会(視覚障がい)